

民生文教常任委員会報告書

令和3年6月8日第2回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年7月26日

七飯町議会議長 木下 敏 様

民生文教常任委員会
委員長 坂本 繁

記

1 事件名

議案第28号 七飯町大沼ネイチャーセンター条例の制定について

2 審査の経過

令和3年6月9日、18日、7月9日、26日の4日間、委員会を開催し、民生部長、環境生活課長の出席を求め、審査及び現地調査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決定

原案可決

(2) 理由

当委員会に付託された議案第28号 七飯町大沼ネイチャーセンター条例の制定については、令和3年3月31日をもって撤退となった一般財団法人自然公園財団大沼支部より事務所及び附属車庫についての無償譲渡の申出があ

り、当該建物の利活用を検討した結果、当該建物を自然への理解を深め、人と自然とのふれあいを推進する自然環境活動の拠点施設として、七飯町大沼ネイチャーセンター（以下「ネイチャーセンター」という。）を設置するため、この条例を制定するものである。

第1条は、設置規定で、ネイチャーセンターの設置に関する条例を制定する趣旨及びネイチャーセンターの設置に必要な事項を、この条例に定めることを規定している。

第2条は、ネイチャーセンターの名称及び位置を定めている。

第3条は、ネイチャーセンターで行う業務の範囲を定めた規定で、ネイチャーセンターの業務の範囲は、次の（1）から（3）までのおりである。

- （1）大沼の自然に関して、解説板や実物標本、模型、写真、図表等の資料の展示を実施する。
- （2）町内や町外から訪れる小中高等学校等による自然教育活動、また大学研究者などによる自然保護に関する研究活動について、情報提供や案内・利用・指導などの支援を行う。
- （3）その他ネイチャーセンターの設置目的に沿う事業を行う。

第4条は、施設の使用に関する規定で、大沼の自然環境を紹介する資料を自由に見学することができ、入館料は無料と定めている。同条第2項では、同項の規定のいずれかに該当するときは、使用させないことができると定めており、具体的な事例については、次の（1）から（4）までのおりである。

- （1）指定暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は組織の利益になると認められるとき。
- （2）危険物を持ち込むことや、施設内の使用者の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがあるとき。
- （3）建物又は設備を汚損、損傷又は滅失をさせるおそれがあるとき。
- （4）その他上記のケースを予防するための職員の指示に従わなかったとき。

第5条は、使用者の原状回復義務を規定しており、展示資料や椅子、机などについて使用後に整頓するなど、使用後は使用者が直ちに現状に復することを定めている。

第6条は、損害賠償に関する規定で、故意又は過失により施設等を汚損、損傷、滅失したときは、使用者がその損害を賠償しなければならないことを定めている。ただし、やむを得ない特別の事情があると町長が認めたときは、賠償額を減額、免除することができる。

第7条は、委任規定で、ネイチャーセンターの管理運営に関し必要な事項は「七飯町大沼ネイチャーセンター条例施行規則」で定めることとしており、委員会での審査の際にその素案が示されたところである。

施行規則においては、ネイチャーセンターの休館日、開館時間、行為の禁止等を定めている。休館日については、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日、12月31日から翌年1月5日までの日を定めているが、予約等があった場合は休日の日でも開館することを考えているとのことであった。

そのほか、大沼の自然に関する資料の展示について、自然教育活動や自然保護に関する研究活動についてなどの質疑応答や現地調査を踏まえた上で、条例の内容を審査したところ、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。